

四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第4号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(物品の分類)</p> <p>第115条 物品は、次の各号の区分に従って分類する。</p> <p>(1) 備品 <u>次に掲げるいずれかの動産をいう。</u></p> <p>ア その品質又は形状を変えることなく相当長期間にわたり<u>使用でき、かつ、その取得価格（取得価格のないものにあつては評価価格）が2万円以上のもの。</u>ただし、<u>次号に規定する消耗品に該当するものを除く。</u></p> <p>イ 美術工芸品（評価価格を付与しない寄贈品を含む。）</p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げるもののほか、会計管理者が物品の用途を勘案し、その適正な使用、保管又は処分のため備品とすることが必要と認めるもの</u></p> <p>(2) 消耗品 <u>次に掲げるいずれかの動産をいう。</u></p>	<p>(物品の分類)</p> <p>第115条 物品は、次の各号の区分に従って分類する。</p> <p>(1) 備品</p> <p>ア その品質又は形状を変えることなく相当長期間にわたり<u>使用できるもの。</u>ただし、<u>取得価格（取得価格のないものにあつては評価価格）20,000円未満のものについては除く。</u></p> <p>イ 美術工芸品（評価価格を付与しない寄贈品を含む。）</p> <p>(2) 消耗品</p>

その性質形状が使用により消耗き損しやすいもの又は長期間保存できないもの及び実験用材料として使用するもの若しくは譲与を目的とするもの。ただし、前号アただし書の規定により除かれたものを含む。

ア その性質形状が消耗毀損しやすく、相当長期間にわたり使用できないもの

イ 長期間保存できないもの

ウ その品質又は形状を変えることなく相当長期間にわたり使用できるもののうち、その取得価格（取得価格のないものにあつては評価価格）が2万円未満のもの

エ 実験用材料として使用するもの

オ 譲与を目的とするもの

カ 事務又は学校における教授に使用される図書（電磁的記録に係る記録媒体を含む。）で、定期的に改訂されることが予定されているもの

(3)及び(4)（略）

2 （略）

(3)及び(4)（略）

2 前項第1号アただし書の規定にかかわらず、会計管理者が特に必要と認められた場合は、取得価格（取得価格のないものにあつては評価価格）20,000円未満であっても備品とする。

3 （略）

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の四日市市会計規則第115条第1項第2号カの規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に保管されている物品のうち改正後の四日市市会計規則第115条第1項第2号カに規定する図書に該当するものは、消耗品とみなす。

(会計管理課)